

学校いじめ防止 基本方針

～全ての生徒が、心豊かで安全・安心に、
楽しい学校生活を送れるため～



大分市立滝尾中学

令和3年4月1日

◆も く じ ◆

1. 滝尾中学校いじめ防止等基本方針・・・・・・・・・・ 1
 (1) 基本方針策定の意義
 (2) いじめ防止対策推進法（以下「法」という）
2. いじめとは・・・・・・・・・・ 2
 (1) 法第2条によるいじめの定義
 (2) いじめに対する基本的な考え方
3. いじめ防止等の基本的な方向と取り組み・・・・・・・・ 3
 (1) 指導体制と組織体制
 (2) 年間指導計画
4. いじめの基本的認識・・・・・・・・・・ 7
5. いじめ防止の措置・・・・・・・・・・ 7
 (1) いじめの予防
 (2) 早期発見
 (3) いじめの対応
6. インターネット上のいじめへの対応・・・・・・・・ 12
 (1) 「情報モラル」教育の充実
 (2) 書き込み（誹謗中傷）等の削除
7. 重大事態への対応・・・・・・・・・・ 13
 (1) 重大事態とは
 (2) 重大事態の報告
 (3) 重大事態の発生時の対応
8. 児童生徒の自殺予防・・・・・・・・・・ 14

1. 滝尾中学校いじめ防止等基本方針

(1) 基本方針策定の意義

平成25年9月、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)が施行され、同年10月には国の「いじめ防止等のための基本方針」が策定された。本市教育委員会は「いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為であるとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という認識に立ち、これまで、「いじめを生まない学級・学校づくり」を基本とし、「大分市いじめ防止基本方針」の策定をはじめ、「大分市いじめ問題対応マニュアル」の作成等を活用した教育委員会と学校の緊密な連携体制の構築を図るなど、いじめ対策の取組を充実されてきた。

この基本方針に基づき、本校では、「全ての生徒が、安全・安心に、楽しい学校生活を送れるため」、「いじめをしない・させない・許さない集団」を構築するため、「滝尾中学校いじめ防止等基本方針」を策定する。

また、「滝尾中学校いじめ防止等基本方針」については定期的に点検し、必要に応じて見直しを行うこととする。

(2) いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

(いじめ防止基本方針)

第11条

文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的推進するための基本方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

2. いじめとは

(1) 法第2条によるいじめの定義

この法において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、「人間として絶対に許されない、重大な人権侵害」「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる問題」と同時に、「被害者にも加害者にもなり得る。」ことを常に認識する。また、一人一人の生徒の心と体を大切に、安心して学校生活を送ることができる環境を整え、いじめ未然防止の取り組みを推進していくことが最も重要であると考え。そのためにも、「当り前を磨く～心を磨く滝中生～ あいさつ・時間・身だしなみ・いじめゼロ・無言ピカピカ清掃」の生活目標の実践・定着を図る。

① いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうる、いじめは絶対に許されない行為であるという事実を踏まえ、教育活動全体を通じ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

② いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い児童生徒の被害性に着目する必要があることを教職員は認識する。さらには、地域や家庭と連携し、ささいな変化やサインに気付き、いじめを積極的に認知する力を高める必要がある。そのため、学校ホームページに「いじめ防止基本方針」を掲載し、保護者・地域住民に見ていただき、保護者には入学式、PTAを通じ、いじめの対応について知らせることとする。

③ いじめへの早期対応等

いじめの発見や通報を受けた時、教職員が一人で抱え込まず、迅速に教職員が連携し指導する。また、被害生徒や通報した生徒の安全を確保し、加害生徒に対しては、教育的配慮のもと毅然とした態度で適切に指導する等、学校長を中心に組織として対応していく。これらの対応について、教職員の共通理解のもと家庭や関係機関との協力・相談・連携ができる体制整備が必要である。

④ 地域・家庭との連携

社会全体で生徒を見守るために、学校・家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、被害生徒・加害生徒双方の立場で、指導・支援していくことが大切である。

⑤ 関係機関との連携

平素より、関係機関の担当者との連絡会の開催、情報共有体制を構築し、関係機関と適切な連携をしていくことが必要である。

⑥ 小中連携支援シートについて

小中連絡会や職員会議等で情報交換を行い、支援方針についての共通理解を図るとともに、支援方針の見直しや検討を行う。

⑦ 学校評価（法第34条）

学校いじめ防止基本方針より取組の状況については、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われているなど、いじめの早期発見・早期対応、いじめの再発防止の取組等について、適正に点検・評価を行う。

3. いじめ防止等の基本的な方向と取り組み

(1) 指導体制と組織体制

① 指導体制～いじめの起こりにくい学校へ～

ア. 生徒に関する情報を全教職員で収集と共有をし、現状と課題を明確にする。

生徒の情報交換・情報共有の徹底を図る

生徒の何についての情報収集をするか明確にする

生活ノートや個人面談等を活かす

情報の信頼性を確認するため不足した情報を集める

イ. 学校の指導方針が、現状と課題をふまえたものとなっており、校長が、現状と課題をふまえて指示・対応を示す。

生徒の情報が校長に集まるシステムになっている

生徒指導主事が日常的に校長・教頭と現況の対話を欠かさず行っている

現状との生徒指導の重点事項のズレを把握している

ウ. 指導における具体的な行動基準と方針を具現化する取り組み計画を教職員に示す。

指導の根拠となる客観的なデータが示されている

取り組みの全体像とスモールゴールが示されている

指導すべき基準を全教職員で確認している

指導の具体的な行動基準が全教職員に示されている

エ. 役割分担を明確にし、協力する意識の醸成。

一部の教職員のみ負担が偏っていない

教職員のそれぞれの力量を活かした役割分担になっている

生徒指導主事が調整役にまわっている

状況に応じて、分担者の負担の増減を図っている

② 組織体制～いじめ防止対策のための組織～

滝中いじめ防止対策委員会

《メンバー》

校長，教頭，主幹教諭，生徒指導主事，学年主任
学年生活指導，担任，養護教諭，人権・同和教育担当
教育相談担当，部活動担当，

※実情に応じて

スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー

※必要に応じて外部より専門家を招聘する



《内 容》

- 「学校いじめ防止基本方針」の作成と見直し。
- PDCA サイクルの機動。(計画→実行→評価→改善)
- 年間指導計画の作成。
- 校内研修会の企画と立案。
- 調査結果や報告等の情報の整理と分析。
- いじめが疑われる案件の事実確認と判断，報告。
- いじめ発生の調査と対応。
- 配慮を要する生徒への支援。

《その他》

- メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考えられる。
- 定例の委員会は，学期に1回程度開催する。

- いじめ発生時は，緊急委員会を開催し対応する。
- 委員会での内容や対応等については，職員会議で情報交換・情報共有し，周知徹底を図る。
- いじめの防止等に係る校内研修を実施するとともに，管理職は研修後

教職員のいじめ問題への対応に関する理解度の把握に努め、研修方法や研修内容のさらなる改善・充実を図る。

(2) 年間指導計画

	取り組み	教職員研修
4月	いじめ防止対策会議 生活アンケート	いじめ防止基本方針 生徒情報交換 夜間パトロール
5月	体育大会	生徒情報交換 夜間パトロール
6月	いじめゼロに向けた取り組み	夜間パトロール
7月	いじめアンケート 人権標語作り いじめ防止対策委員会	夜間パトロール
8月	教育相談 人権作文書き	いじめ防止研修 生徒情報交換 特別支援研修 夜間パトロール 夏季休業中パトロール
9月	いじめ三原則の確認（生徒会執行部） 宿泊訓練（1年）	夜間パトロール
10月	文化発表会 情報モラル教室	情報モラル教室 夜間パトロール
11月	修学旅行（2年） 薬物乱用防止教室（3年）	夜間パトロール
12月	いじめゼロに向けた取り組み いじめアンケート 人権講演会 いじめ防止対策委員会	人権講演会 夜間パトロール 冬季休業中パトロール
1月	ネットトラブル調査 青少年健全育成標語作り	特別支援研修 夜間パトロール
2月	教育相談	夜間パトロール
3月	いじめアンケート いじめ防止対策委員会	夜間パトロール 学年末休業中のパトロール

4. いじめの基本的認識

- ① いじめは、「人間として絶対に許されない、重大な人権侵害」である。いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。
- ② いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる問題」である。いじめは、同じ学級で仲のよい友達同士の間でも起こりうる。また、誰もが「いじめを行う側」にも「いじめを受ける側」にもなり得る。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わり、いじめを積極的に認知することが必要である。
- ③ いじめは、「発見が難しい問題」である。いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。いじめは、ふざけや遊びを装ったり、インターネット上やメールなど、大人の目に付きにくい場所や形で行われる。いじめられた児童生徒自身も、「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働くこともあり、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合もある。
- ④ いじめは、「学校、家庭、地域社会、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校・家庭・地域社会等が組織的に連携・協働する体制を構築することが大切である。

5. いじめ防止の措置

(1) いじめの予防

① 校内指導体制の確立

- ・ いじめの重大性を教職員全員で認識し、対応については特定の教職員が抱え込むことなく、校長を中心に一致協力した組織的な指導体制を確立する。

② 教師の指導力の向上

児童生徒への聴き取りや事実確認、情報共有、保護者への説明等、いじめへの対応の仕方について、全教職員で適宜、共通理解を図る。関係法令、本、マニュアル、学校いじめ防止基本方針等を効果的に活用した校内研修を計画的に行う。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による専門的知識に基づいた校内研修を計画的に行う。研修後は、管理職等は教職員の理解度の把握に努め、研修方法や研修内容のさらなる改善・充実を図る。

③ 人権意識や生命尊重の態度の育成

児童生徒が安心して過ごせる温かい雰囲気づくりを進めるとともに、人権に関する確かな認識や自他の大切さを認めることができる人権感覚、豊かな人間関係を築くことができる力を身につけた児童生徒を育成する。読書活動や体験活動等の充実によ

り、生命を大切にできる心や他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を育む。・小中一貫教育を推進し、児童生徒の発達段階に応じた合同行事や交流活動等を通じて、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育む。

④ 豊かな人間性や社会性を育む道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通して、いじめを許さない心の基盤となる思いやり、規範意識や他者との協働性、公平・公正な心等の道徳性を育成する。

⑤ 特別活動の充実

生徒会活動や部活動の一環として、ボランティア活動やいじめ防止等の取り組みを仕組み、指導・支援し、いじめ防止意識の啓発を図る。

⑥ 情報モラル教育の充実

PTA や集会等を利用し、保護者・生徒に正しい情報管理を促す。講演会の実施。

⑦ 教育相談の充実

定期的開催し、情報交換・共有を図り、いじめ等の早期発見を図る。

⑧ 家庭・地域・関係機関との連携強化

「学校いじめ防止等基本方針」の周知徹底を図る。また、講演会等を開催し、学校と一体となった取り組みを推進する。

(2) 早期発見

① 教職員による観察・情報交換

・常日頃から、ささいなことでも情報の共有化を図る。いじめと疑われることが起きた場合、直ちに管理職やいじめ防止対策委員会に報告する必要があることを全教職員に周知する。いじめ防止対策委員会で協議した児童生徒の情報は、随時、職員会議等において状況報告を行う。校内パソコンの共有フォルダ等を活用し、児童生徒の状況や対応について共有する。生徒指導部会や学年会等で日常観察や各種調査結果等を踏まえ、気になる児童生徒の情報交換や対応について検討を行う。養護教諭やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、部活動顧問等から情報の提供を受ける。拡大学年会や小中連絡会等で引継ぎシート等を活用し、学年間・学校種間の児童生徒情報の引継ぎを確実に図る。

② アンケート調査・個人面談の実施

定期的又は必要に応じてアンケート調査や個人面談、生活ノートの活用等、きめ細やかな把握と情報収集に努める。

これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対して、迅速に対応することを徹底する。

③ 教育相談体制の整備

□スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、各種相談機関等の活用について、児童生徒や家庭に周知するとともに、相談室の整備など、相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確立を図る。教職員が児童生徒との信頼関係づくりを

行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。

④ 関係機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知を継続的に行う。

(3) いじめの対応

① 被害生徒への対応・支援

その生徒の苦しみに寄り添い、共感的に受け止める姿勢で対応する。学校として「徹底して守り通す」という姿勢を示し、その気持ちを生徒・保護者に伝える。事情を聞く中で次の点について確認する。

個別に聴き取りを行い、事実関係について情報を収集する

- ・身体の被害状況（外傷がある場合は、病院受診をしてもらう）
- ・金品や物品の被害状況
- ・警察に被害届を出す意思
- ・カウンセリングの必要性の有無
- ・別室指導など特別な教育的な措置の必要性の有無
- ・本人の意向を尊重しつつ、今後の学校の対応について説明する
- ・いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れて声掛けをするなど必要な支援を行う。

いじめ発覚後はPTSD、自殺の危険度のアセスメントに留意し、加害生徒・保護者謝罪後も再発の可能性、問題の潜在化がないかを十分に観察する。

② 被害生徒の保護者への対応

ア. 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡する

- ・聴き取りやアンケート調査等により判明した情報を適切に提供する。
- ・徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。

イ. 保護者の心情を理解する

- ・保護者の心理…怒り、情けなさ、悔しさ、不安等・絶対に先入観や憶測で対処しない。
- ・いじめを行った側への怒りや不安(いじめを行った児童生徒が反省しているのか、その保護者はどう受け止めているのか等)については傾聴するとともに、いじめを行った児童生徒やその保護者の受け止めの様子や謝罪の意向等を伝える。

ウ. 今後の学校の対応について説明し、意向を聴き取る

- ・学校の対応について説明し、理解や協力を得る。(いじめを行った側への指導や保護者連絡を拒む場合、いじめを受けた側には仕返し等への不安感があることを踏まえ、徹底して守ることなどを丁寧に説明し、学校の対応に協力を求める。)
- ・いじめを受けた児童生徒やその保護者がどのような対応を望んでいるのか意向を聴き取る。(要望通りにならない可能性があることも伝えつつ、丁寧に聴き

取る。)

- ・ いじめの被害により医療費が発生する場合、「(財)日本スポーツ振興センター」の災害共済給付の申請については、形式的に判断せず、保護者に丁寧に説明を行い、意向を確認しながら慎重に対応する。
- エ. 学校と保護者が共にいじめの解消に向けて支援するという姿勢を示す
 - ・ 学校や家庭での良い点を認め、励まし、自信を与えるとともに、児童生徒自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。
 - ・ いじめを受けた児童生徒が抱える問題など、背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携も視野に入れて対応し、心理的ケアを十分に行う。
- オ. 継続的な連絡を行う
 - ・ 対応の経過や進捗状況、学校での児童生徒の様子等について、保護者に随時、状況を説明し、信頼関係を構築する。
 - ・ 保護者の意向は変わることがあり得ることを踏まえ、随時、意向を確認しながら丁寧に対応する。
 - ・ 定期的に児童生徒に声かけするとともに保護者に連絡し、いじめが続いていないか、心身の苦痛はないかなどを確認する。

③ 加害生徒への対応・指導

- ア. 教職員で連携し、いじめを完全にやめさせる
- イ. 個別に聴き取りを行い、事実関係や動機について情報を収集する
 - ・ 何があったのか? ・ どんなことから? ・ いつ頃からか? ・ どこで? ・ どんな気持ち? ・ どのような方法で? ・ 誰が(命令)したのか? ・ 複数か? 等
- ※必要に応じて、他の児童生徒にも聴き取りやアンケート調査等を行い、事実関係について情報を収集する。
- ウ. 学校の対応の方針に基づいて、本人を指導する
 - ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめを受けた児童生徒の身になってよく考えさせ、相手に与えた苦しみ、痛みなどに気づかせる。
 - ・ 不満・不安等の訴えを十分聴き、動機や背景等について多面的に理解するとともに、いじめを行った児童生徒の心の内面を理解する。
 - ・ 関係修復に向け、謝罪の気持ちを醸成させる。
 - ・ 必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。
- エ. 継続的な指導を行う
 - ・ 学級活動等を通して、役割や活動の場を与え、所属感や成就感を持たせるとともに教職員との信頼関係を構築する。
 - ・ その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなり、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じなくなるまで継続的に指導する。

④ 加害生徒の保護者への対応・指導

- ア. 事実関係を聴取したら、迅速に正確な情報を保護者に連絡する
- ・憶測で話をしない。
 - ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- イ. 保護者の心情を理解する
- ・保護者の心理…怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安 等。
 - ・子どものよさを認め、保護者の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- ウ. 学校の対応について説明し、理解や協力を得る
- ・保護者が納得しない場合も、子どもたちの間で起きた事実に具体的に踏み込み、子どもの行為が相手にどんな 苦痛を与えているのかを丁寧に伝える。
 - ・今後の子ども同士の関係修復に向けた道筋や、いじめを受けた児童生徒やその保護者が不安に思っている状況 等を伝える。保護者から謝罪の意向が出された場合は、学校がいじめを受けた児童生徒の保護者に伝えるとともに、被害側の意向を確認し、被害側の思いに沿った形で謝罪の場をもつ。
 - ・いじめの被害により医療費が発生する場合、「(財) 日本スポーツ振興センター」の災害共済給付の申請については、形式的に判断せず、保護者に丁寧に説明を行い、被害側の意向を確認しながら慎重に対応する。
- エ. 学校と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す
- ・児童生徒が自分の「非」に気づき、改められるよう、立ち直りに向けた具体的な方策について保護者と共有し、連携して指導・支援する。
 - ・いじめを行った児童生徒が抱える問題など、背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携も視野に入れて対応する。
- オ. 継続的な連絡を行う
- ・対応の経過や進捗状況、学校での児童生徒の様子等について、保護者に随時、状況を説明し、信頼関係を構築 する。

⑤周りの生徒・保護者への対応・指導

被害者だけではなく、周りや集団を守るという姿勢で対応する。「いじめを見て見ぬふりをすることもいじめになること」を指導する。見聞きした場合は、先生や保護者などの大人に知らせる勇気を持つことの大切さを確認する。プライバシーに配慮するように指導する。観衆や傍観者も次には被害者になる可能性があることを伝え、いじめを許さない心を育てていく。本人へのカウンセリングの必要性を確認する。

⑥諸機関との連携

いじめを確認した場合は、すぐに教育委員会に「いじめ第一報」を入れる。3か月後には、「いじめ続報」を入れる。その他場合によっては、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察などに協力を要請する。「いじめ続報」提出後も被害生徒及び加害生徒については日常的に注意深く観察をしていく。

- ※ 学校の対応については随時記録を残すとともに、関係文書の保存に当たっては該当児童が卒業後5年間保存すること。

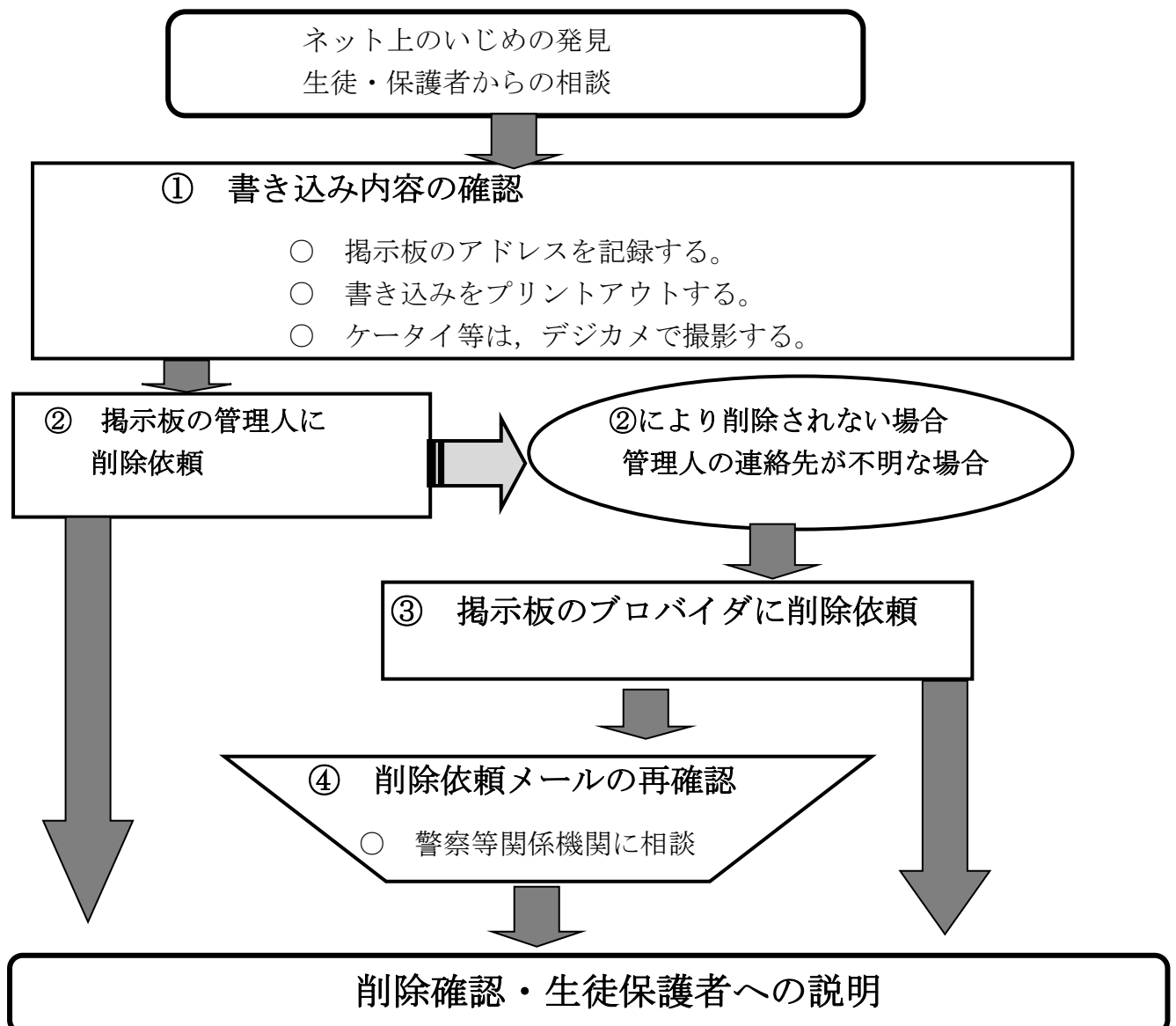
6. インターネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反などは、警察等専門機関と連携し対応していく。

(1) 「情報モラル」教育の充実

- ① 外部講師を招聘し、定期的に「情報モラル」に関する安全教室を実施する。
- ② 保護者に対し、「管理の徹底」「個人情報漏洩の認識」「深刻な影響を与えることの認識」「学校との連携」等を、PTA やプリントなどを通し啓発していく。滝尾情報モラル宣言を実施してもらう。
- ③ 生徒に対し、「ケータイ等の正しく賢い使用方法」「書き込みが原因で、トラブルや犯罪に巻き込まれる危険性」「情報はすぐに多くの人に広まること」等を、学級活動や集会などを通し啓発していく。

(2) 書き込み（誹謗中傷）等の削除



7. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

【いじめ防止対策推進法 第28条】

学校の設置者又は学校は、重大事態(※)に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

1. いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等。）

2. いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要。児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときを含む。）

① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ア. 生徒が自殺を企図した場合。
- イ. 身体に重大な傷害を負った場合。
- ウ. 金品等に重大な被害を被った場合。
- エ. 精神性の疾患を発症した場合。

② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- ア. 年間30日が目安。
 - イ. 一定期間連続して欠席している場合。
- ※この場合、迅速に調査に着手。

③ 「その他の場合」

- ア. 生徒・保護者より、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

(2) 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。

学校⇒市教育委員会⇒市長

(3) 重大事態の発生時の対応

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと対応に当たる

- 調査組織（いじめ防止対策委員会）を設置。
- 事実関係を明確にするための調査を実施。
- いじめ被害生徒及び保護者に対して、情報を適切に提供。
- 調査結果を市教育委員会へ報告。
- 調査結果を踏まえた必要な措置。

学校の設置者が、調査主体となる場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出等、調査に協力。

8. 児童生徒の自殺予防

<自殺に追いつめられる児童生徒の心理>

・ひどい孤立感

「誰も助けてくれない」「居場所がない」「迷惑をかけるだけだ」としか思えない心理状態に陥り、頑なに自分の殻に閉じこもってしまう。

・無価値感

「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」等の考えがぬぐいきれなくなる。

○強い怒り

自殺企図の前段階として、強い怒りを他者や社会にぶつけることがある。

○苦しみが永遠に続くという思いこみ

自分の苦しみが、永遠に続くと思いきみ、絶望的な感情に陥っている。

・心理的視野狭窄

自殺以外の解決方法が全く思い浮かばなくなる心理状態になる。

<学校における早期発見に向けた取り組み>

・長期休業明けに児童生徒の自殺が増加する傾向があることを踏まえ、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。

・学校が把握した悩みを抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。

・長期休業の終了前においては、当該児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。

・児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるよう、「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。